



ミツバチを飼育する方々へ

都道府県への飼育届の提出

- ★ ミツバチを飼育する全ての者は、毎年1月末までに飼育届を住所地の都道府県に提出する必要があります。届出をせず飼育を継続した場合、法に基づき過料に処されるおそれがあります。（養蜂振興法第3条第1項、第14条）
- ★ セイヨウミツバチ、ニホンミツバチどちらも届出が必要です。
- ★ 飼育届の受理をもって蜂群の配置が許可されるものではありません。ミツバチの飼育を始める前には周辺のミツバチ飼育者と配置調整が必要であり、飼育場所の再検討や蜂群数の減群等を求められる可能性もあります。

ミツバチの飼育の際に気を付けること **注意**

ミツバチの飼育は周辺住民や他の飼育者との
トラブルが起こる可能性があるので注意が必要です。

よくあるトラブル

刺傷事故

- ミツバチが人を刺すこともあるため、周辺の人には飼育のことを伝え、理解を得ておきましょう。特に、春から夏にかけては分蜂防止対策を講じる等、適正な群数の維持に努める必要があります。

フンの被害



- ハチのフンにより、周辺住民の洗濯物や車を汚してしまうことがあります。飼育場所の周辺には十分配慮しましょう。

スズメバチ



- 秋になると、ミツバチを餌とするスズメバチが巣に飛来することがあります。スズメバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺されることがあるため大変危険です。

ふそ病やバロア症(ダニ)などの被害

- 適切な管理を行っていないと、ふそ病やバロア症(ダニ)などの病気の温床となり、他の養蜂家にも影響を与えることがあります。マニュアル等を参考に適切に管理しましょう。また、異常が見られた場合は近隣の家畜保健衛生所で検査を受けてください。

トラブルを起こさないために

日頃から周辺の住民の方に対し、ミツバチを飼育することへの理解を得るためにコミュニケーションをとっておくことが重要です。また、飼育に関する知識や技術を習得することでトラブルを未然に防ぐこともできますので、ご自身で勉強するとともに、地域の養蜂関連団体に参加または相談する等、技術と経験を有する方々と情報を共有し、適切な対応を取るようにしましょう。

（問い合わせ先）

徳島県 農林水産部畜産振興課 TEL：088-621-2417
農林水産省 畜産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656

（ミツバチ飼育の技術指導手引書関係）

（一社）日本養蜂協会 TEL：03-3297-5645

腐蛆病（ふそびょう）について

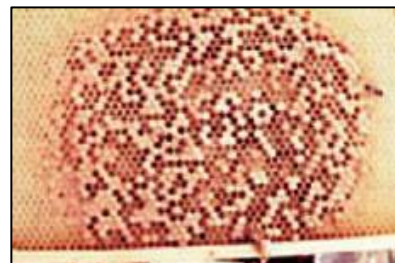
ふそ病

- ★ ふそ病はふそ病菌（アメリカふそ病菌・ヨーロッパふそ病菌）により発症する疾病で、家畜伝染病予防法により法定伝染病に指定されています。蜂の幼虫が病原体を含む餌を摂取したときに、発症し死亡します。



←アメリカふそ病によって死亡した蜂児

感染していると棒を巣房に差し込み引き出すと糸を引いた状態になります。



↑ヨーロッパふそ病によって死亡した蜂児

感染予防

- ★ ふそ病の発生蜂群は焼却し、本病の蔓延を防止します。盗蜂（ミツバチが他の巣の蜜を盗む行為）も感染原因となるため発生群の適切な処理が必要です。

写真：（一社）日本養蜂協会より

バロア症（ダニ）について

バロア症

- ★ バロア症はミツバチの外部に寄生するミツバチヘギイタダニによる疾病で、届出伝染病に指定されています。寄生したミツバチを弱らせて養蜂業に経済的被害を与えています。



ミツバチヘギイタダニ

感染予防

- ★ 感染予防には成蜂や蜂児の移動禁止などの管理対策が必要です。また、寄生したダニを駆除するため、殺ダニ剤による薬剤処理等の対策を行います。

◎ ふそ病やバロア症の防除技術など養蜂の飼養管理に関するマニュアル等の情報は以下のサイトに掲載されているので参考にしてください。

<http://www.beekeeping.or.jp/technology>